

駒ヶ根市有料広告掲載基準

平成 20 年 6 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、駒ヶ根市有料広告掲載要綱（平成 20 年告示第 40 号）第 3 条第 2 項に規定する基準として定めるもので、広告媒体への広告掲載の可否等は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的考え方)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査にあたっての基本的考え方)

第 3 条 広告掲載の可否を審査する場合は、本基準はもとより関係法令等の規定や市民及び市内事業者への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(屋外広告物に関する基本的な考え方)

第 4 条 屋外広告物とは、駒ヶ根市美しい景観まちづくり条例第 2 条第 3 号に定めるものをいい、その掲出にあたっては周辺の景観と調和するものとしなければならない。

(広告媒体ごとの基準)

第 5 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第 6 条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等
- (10) 債権取立て、示談引き受けなどをうたつたもの
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

- (12) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (15) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

(掲載基準)

第7条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 市の有料広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等で認められていない業種、商法、商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推薦、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性がないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
 - キ 男女交際に関するもの

(屋外広告物に関する景観上の基準)

第8条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、美しい景観まちづくりを損なうおそれのあるものは掲出しない

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 美観を損なうような、著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 公衆に不快感を起こさせるようなもの
- (6) 地域のルール及び習慣によって形成された景観や文化にそぐわないもの